

令和 9 年度の個人住民税 改正点

1. 給与所得控除の改正

給与収入から給与所得を計算する際に収入から控除される給与所得控除額が、給与収入金額 220 万円未満の方について以下の通り改正されます。

給与収入金額	改正前 給与所得控除額	改正後 給与所得控除額
190 万円未満	65 万円	74 万円
190 万円以上 220 万円未満	給与収入×30%+8 万円	

2. 各種扶養控除に係る所得要件等の引上げ

配偶者控除や扶養控除等を受けるためには対象となる配偶者や被扶養者に所得要件が課せられておりますが、それらの要件が下表のとおり緩和されます。

変更となる所得要件および特例額	改正前	改正後
同一生計配偶者 及び 扶養親族の合計所得金額	58 万円	62 万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58 万円	62 万円
雑損控除の適用が認められる親族に係る総所得金額等	58 万円	62 万円
勤労学生の合計所得金額	85 万円	89 万円